

—人道配慮29件のうち25件(約9割)が「補完的保護対象者」に該当しない!!—

人道配慮29件のうち25件(約9割)が「補完的保護対象者」に該当しない!!

「紛争退避機会」による人道配慮14件では12件(9割弱)が「補完的保護対象者」に該当せず

年	決定	事例	入管庁による分類	事案の概要	判断のポイント		政府案での評価シュミレーション		備考
					不認定理由	人道上の配慮	結論	理由	
2021	不認定 &人道配慮	1	紛争待避機会	申請者は、本国において、兵役に就くことを要請されていることから、帰国した場合、軍への入隊を強要され、同国人同士の戦闘に従事させられるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	出身国に係る諸情報を踏まえると、本国において、国外脱出による兵役忌避は処罰の対象となるものの、当該処罰は、申請者に対して差別的に適用されるものではなく、一般に、兵役忌避者に適用されるものであることに加え、免除料等の支払により兵役を免除され得ることからすれば、申請者の主張をもって、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。	しかしながら、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国では、内戦が続いており、政府軍の支配地域においては、治安が大きく改善した旨の報告がある一方、武装勢力等による民間人の殺害等が横行し、これを防止しようとした政府軍が上記武装勢力と衝突したり、武装勢力同士が互いの利益をめぐり戦闘を行っているとの報告があるほか、反体制派の拠点とされる一部地域では現在も戦闘が継続している旨の報告もあることからすれば、 申請者が帰国した場合、戦闘に巻き込まれる可能性があることは否定できない 。よって、申請者は、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒「補完的保護対象者」に該当せず	戦闘に巻き込まれる可能性が否定できないことから人道配慮と説明されている。現在の入管庁の解釈では、迫害を受ける「可能性を否定できない」程度であって、申請者に個別具体的事情がない場合、迫害を受けるおそれに十分な理由があるとは評価されていないため、条約上の理由以外の要件を満たさないものとして「補完的保護対象者」として庇護されない危険がある。	
2021	不認定 &人道配慮	2	紛争待避機会	申請者は、本国では、戦争が続いていることから、帰国した場合、生命が危険にさらされるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	申請者の主張は、本国の治安情勢に対する不安を述べているものであり、 <u>難民条約上のいずれの迫害理由にも該当しない</u> として「不認定」とされた。	しかしながら、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国では、内戦が続いており、政府軍の支配地域においては、治安が大きく改善した旨の報告がある一方、武装勢力等による民間人の殺害等が横行し、これを防止しようとした政府軍が上記武装勢力と衝突したり、武装勢力同士が互いの利益をめぐり戦闘を行っているとの報告があるほか、反体制派の拠点とされる一部地域では現在も戦闘が継続している旨の報告もあることからすれば、 申請者が帰国した場合、戦闘に巻き込まれる可能性があることは否定できない 。よって、申請者は、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒「補完的保護対象者」に該当せず	条約上の理由がないことから難民不認定とされたが、戦闘に巻き込まれる可能性が否定できないことから人道配慮と説明されている。現在の入管庁の解釈では、迫害を受ける「可能性を否定できない」程度であって、申請者に個別具体的事情がない場合、迫害を受けるおそれに十分な理由があるとは評価されていないため、条約上の理由以外の要件を満たさないものとして「補完的保護対象者」として庇護されない危険がある。	
2021	不認定 &人道配慮	3	紛争待避機会	申請者は、本国において、妻の浮気が原因で離婚したこと、離婚した妻のきょうだいから殺害の脅迫を受けたことから、帰国した場合、離婚した妻の親族等から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	申請者の主張は <u>難民条約上のいずれの迫害理由にも該当しない</u> として「不認定」とされた。	しかしながら、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国では、申請者の出身地であるAでのテロ件数自体は減少傾向にあるものの、依然としてB教過激派組織の犯行と思われるテロ事件が発生していること、また、反政府デモが激化し、Aにおいても、デモ部隊と治安部隊との衝突により多数の死傷者が発生していることからすれば、Aでは、いまだに不安定な治安状況が続いていると認められる。そうすると、A出身で同地に居住していた 申請者が帰国した場合、テロ等に巻き込まれる可能性は否定できない 。また、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国で比較的安全とされる地域とのつながり等がない申請者は、同地域への移動が困難であることからすれば、 申請者にとって国内避難が有効であるともいえない 。よって、申請者は、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒「補完的保護対象者」に該当する	親族から危害の主張(名誉犯罪のおそれ)について条約上の理由がないとして不認定とされたが、本国で戦闘に巻き込まれる可能性が否定できないことから人道配慮と説明されている。現在の入管庁の解釈では、迫害を受ける「可能性を否定できない」程度では、迫害を受ける十分な理由があるとは評価されていないため、条約上の理由以外の要件を満たさないものの、名誉犯罪の主張について、条約上の理由以外の要件を満たしていれば、「補完的保護対象者」として保護される。	
2021	不認定 &人道配慮	4	紛争待避機会	申請者は、本国において、①分離独立派勢力であるAがB地域を支配しており、B地域の治安が悪いこと、若者が反政府武装勢力であるCからメンバーとなるよう勧誘されていることから、帰国した場合、反政府武装勢力Cから勧誘され、戦闘地域に送られて命を落とすおそれがあり、B地域に行った場合、分離独立派勢力Aから危害を加えられるおそれがあること、また、②地域の有力者の娘と婚前交際を行ったため、同有力者が怒っていると聞いたことなどから、帰国した場合、同有力者から殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	申請者は、本国の治安情勢に関する不安を述べているのであって、 <u>申請者に係る個別具体的な迫害事情は特段見受けられず、上記①の主張をもって、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められない</u> 。 また、上記②の主張は、 <u>難民条約上のいずれの迫害理由にも該当しない</u> として「不認定」とされた。	しかしながら、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国では、政府軍と反政府勢力との間で戦闘が長期にわたり継続しており、民間人の死傷者や避難民が大量に発生するなど、本国情勢は非常に不安定かつ流動的であり、 申請者が帰国した場合、上記戦闘に巻き込まれる可能性を否定できない 。よって、申請者は、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒「補完的保護対象者」に該当せず	個別具体的な事情がないことおよび条約上の理由がないことから難民不認定とされたが、戦闘に巻き込まれる可能性が否定できないことから人道配慮と説明されている。現在の入管庁の解釈では、迫害を受ける「可能性を否定できない」程度であって、申請者に個別具体的事情がない場合、迫害を受ける十分な理由があるとは評価されていないため、条約上の理由以外の要件を満たさないものとして「補完的保護対象者」として庇護されない危険がある。	本国情勢に関し、個別具体的な事情がなく迫害を受けるおそれは認められないが、戦闘に巻き込まれる可能性が否定できないとしている。

—人道配慮29件のうち25件(約9割)が「補完的保護対象者」に該当しない!!—

年	決定	事例	入管庁による分類	事案の概要	判断のポイント		政府案での評価シュミレーション		備考
					不認定理由	人道上の配慮	結論	理由	
2021	不認定 &人道配慮	5	紛争待避機会	申請者は、①A教B宗派を信仰するC人であり、本国において、C人主体の組織であるDに所属してA教過激派組織であるEとの戦闘に参加した経験があることなどから、帰国した場合、A教過激派組織Eから迫害を受けるおそれがあること、また、②本国情勢が悪化していることから、帰国できないとして難民認定申請を行ったものである。	C人主体の組織Dにおける申請者の活動は、20年以上前にA教過激派組織Eとの戦闘に数回参加したというものであり、当該活動を理由に身柄拘束等をされたことはないこと、その他申請者に係る個別具体的な迫害事情も特段見受けられないことからすれば、上記①の主張をもって、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められない。 また、上記②の主張は、難民条約上のいずれの迫害理由にも該当しないとして「不認定」とされた。	しかしながら、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、A教過激派組織Eが、独自のA教の解釈により、住民に刑罰を与え統治下に置き、地元住民の社会的活動を監視しているとの情報があるほか、過激派組織によるテロに住民が巻き込まれる事件が発生しているとの情報もあることからすれば、本国情勢は非常に不安定かつ流動的であり、申請者が帰国した場合、上記テロに巻き込まれる可能性等を否定できない。よって、申請者は、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒「補完的保護」対象者に該当せず	個別具体的な事情がないことおよび条約上の理由がないことから難民不認定とされたが、戦闘に巻き込まれる可能性が否定できないことから人道配慮と説明されている。 現在の入管庁の解釈では、迫害を受ける「可能性を否定できない」程度であって、申請者に個別具体的な事情がない場合、迫害を受ける十分な理由があるとは評価されていないため、条約上の理由以外の要件を満たさないものとして「補完的保護対象者」として庇護されない危険がある。	
2020	不認定 &人道配慮	1	紛争待避機会	申請者は、①本国において、自身に対する徴兵令状が届いたところ、殺人を嫌悪しているため、兵役に就きたくないこと、②本国は内戦状態にあり、危険であることから、帰国できないとして難民認定申請を行ったものである。	申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると、本国において、国外脱出による兵役忌避は処罰の対象となるものの、当該処罰は、申請者に対して差別的に適用されるものではなく、一般に、兵役忌避者に適用されるものであることに加え、免除料等の支払により兵役を免除され得ること、また、申請者は本国政府から予備役の徴集を受けているところ、近年、本国政府が予備役を忌避したことを理由とする逮捕を禁止する方針を示した旨の報告も認められることからすれば、上記①の主張をもって、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められない。 また、上記②の主張は、本国の治安情勢に対する不安を述べているにすぎず、難民条約上のいずれの迫害理由にも該当しないとして「不認定」とされた。	しかしながら、申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると、本国では、内戦が続いており、政府軍の支配地域においては、治安が大きく改善した旨の報告がある一方、武装勢力等による民間人の殺害等が横行し、これを防止しようとした政府軍が上記武装勢力と衝突したり、武装勢力同士が互いの利益をめぐる戦闘を行っているとの報告もあるほか、反体制派の拠点とされる一部地域では現在も戦闘が継続している旨の報告もあることからすれば、申請者が帰国した場合、戦闘に巻き込まれる可能性があることは否定できない。よって、申請者は、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒「補完的保護」対象者に該当せず	戦闘に巻き込まれる可能性が否定できないことから人道配慮と説明されている。 現在の入管庁の解釈では、迫害を受ける「可能性を否定できない」程度であって、申請者に個別具体的な事情がない場合、迫害を受ける十分な理由があるとは評価されていないため、条約上の理由以外の要件を満たさないものとして「補完的保護対象者」として庇護されない危険がある。	
2020	不認定 &人道配慮	2	紛争待避機会	申請者は、本国において、①反体制派によるデモに2回参加したこと、②出身地である本国のA県において、反体制派が戦闘を継続中であるところ、反体制派の一部が同派に属していない申請者を政権側の者とみなしていることから、帰国した場合、本国政府や反体制派らから迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	申請者は、上記2回のデモを除いて、本国の現政権に反対する意見を表明したことはない上、いずれのデモも一参加者として参加したにすぎず、これを理由に本国政府官憲から身柄拘束等をされたことはないこと、上記デモに参加した後、何ら問題なく自己名義旅券の発給及び有効期間の延長並びに本国の出帰国手続を受けていることからすれば、上記①の主張をもって、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められない。 また、申請者は、本国において、反体制派から危害を加えられたことはないというのであって、上記②の主張は、本国の治安情勢に対する不安を述べているにすぎず、難民条約上のいずれの迫害理由にも該当しないとして「不認定」とされた。	しかしながら、申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると、本国では、内戦が続いており、政府軍の支配地域においては、治安が大きく改善した旨の報告がある一方、武装勢力等による民間人の殺害等が横行し、これを防止しようとした政府軍が上記武装勢力と衝突したり、武装勢力同士が互いの利益をめぐる戦闘を行っているとの報告もあるほか、反体制派の拠点とされる一部地域では現在も戦闘が継続している旨の報告もあることからすれば、申請者が帰国した場合、戦闘に巻き込まれる可能性があることは否定できない。よって、申請者は、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒「補完的保護」対象者に該当せず	条約上の理由がないことから難民不認定とされたが、戦闘に巻き込まれる可能性が否定できないことから人道配慮と説明されている。 現在の入管庁の解釈では、迫害を受ける「可能性を否定できない」程度であって、申請者に個別具体的な事情がない場合、迫害を受ける十分な理由があるとは評価されていないため、条約上の理由以外の要件を満たさないものとして「補完的保護対象者」として庇護されない危険がある。	

—人道配慮29件のうち25件(約9割)が「補完的保護対象者」に該当しない!!—

年	決定	事例	入管庁による分類	事案の概要	判断のポイント		政府案での評価シュミレーション		備考
					不認定理由	人道上の配慮	結論	理由	
2020	不認定 &人道配慮	3	紛争待避機会	申請者は、本国において、反政府武装勢力であるAの親族とけんかをしたことにより、同人及びその仲間から襲撃を受けたことから、帰国した場合、上記反政府武装勢力Aの親族から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	申請者の主張は、 <u>難民条約上のいずれの迫害理由にも該当しない</u> として「不認定」とされた。	しかしながら、申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると、本国では、政府軍と反政府勢力との間で戦闘が長期にわたり継続しており、民間人の死傷者や避難民が大量に発生するなど、本国情勢は非常に不安定かつ流動的であり、 <u>申請者が帰国した場合、上記戦闘に巻き込まれる可能性があることは否定できない</u> 。よって、申請者は、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒「補完的保護対象者」に該当する	反政府勢力Aの関係者からの危害の主張については条約上の理由がないことから難民不認定とされたが、戦闘に巻き込まれる可能性が否定できないことから人道配慮と説明されている。 現在の入管庁の解釈では、迫害を受ける「可能性を否定できない」程度であって、申請者に個別具体的な事情がない場合、迫害を受ける十分な理由があるとは評価されていないため、条約上の理由以外の要件を満たさないものの、反政府勢力Aの関係者からの危害に係る主張について、条約上の理由以外の要件を満たしていれば、「補完的保護対象者」として庇護される。	
2020	不認定 &人道配慮	4	紛争待避機会	申請者は、①本国において、若者が反政府武装勢力であるAから兵士になるよう勧誘されていることから、帰国した場合、反政府武装勢力Aから兵士になるよう勧誘され、Aの兵士として本国内の戦闘地域に送られ命を落とすおそれがあること、また、②本国では内戦が続いていることから、安全に生活できないとして難民認定申請を行ったものである。	申請者は、反政府武装勢力であるAから直接危害を加えられたことはない上、同組織が若者を兵士になるよう勧誘していることについてはテレビを見て知ったというのであるから、申請者が反政府武装勢力Aから狙われるような特段の事情は見受けられず、上記①の主張をもって、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められない。 また、上記②の主張は、本国の治安情勢に対する不安を述べているにすぎず、 <u>難民条約上のいずれの迫害理由にも該当しない</u> として「不認定」とされた。	しかしながら、申請者の主張や出身国に係る諸情報を踏まえると、本国では、政府軍と反政府勢力との間で戦闘が長期にわたり継続しており、民間人の死傷者や避難民が大量に発生するなど、本国情勢は非常に不安定かつ流動的であり、 <u>申請者が帰国した場合、上記戦闘に巻き込まれる可能性があることは否定できない</u> 。よって、申請者は、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒「補完的保護対象者」に該当せず	戦闘に巻き込まれる可能性が否定できないことから人道配慮と説明されている。 しかし、現在の入管の運用では、迫害を受ける「可能性を否定できない」程度であって、申請者に個別具体的な事情がない場合、迫害を受ける十分な理由があるとは評価されていないため、条約上の理由以外の要件を満たさないものとして「補完的保護対象者」として庇護されない危険がある。	
2020	不認定 &人道配慮	5	本邦事情	申請者は、2回目の難民認定申請であり、前回の難民認定手続と同様に、本国において、王制支持派であるA党の学生組織を支援する活動などを行ったところ、A党と対立するBの下部組織であるCから暴行や脅迫を受けたことから、帰国した場合、A党と対立するBやその下部組織Cから迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	申請者の主張は、前回の難民認定申請における主張と同旨であり、難民該当性は認められないとして「不認定」とされた。	しかしながら、申請者は、本邦で日本人と婚姻し、申請者の供述及び提出資料等から、夫婦が同居し、相互扶助していることが認められる上、既に夫婦の間には日本人実子が出生しており、婚姻の安定性・継続性が認められる。 よって、申請者は、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒「補完的保護」対象者に該当せず	家族生活の権利(日本人の配偶者及び実子)に拠る人道配慮。なお、本件は複数回申請者だが、既に退去強制令書の発付を受けている場合、人道配慮の判断がされないおそれがある。	
2020	不認定 &人道配慮	6	本邦事情	申請者は、2回目の難民認定申請であり、本国において、所属する商売仲間のグループと対立グループの間で衝突が発生し、対立グループの1人が死亡したところ、対立グループの者が仕返しをすと言いだしたことから、帰国した場合、対立グループの者に迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	申請者の主張は、前回の難民認定申請における主張と同旨であり、難民該当性は認められないとして「不認定」とされた。	しかしながら、申請者は、本邦で日本人と婚姻し、申請者の供述及び提出資料から、夫婦が同居し、相互扶助していることが認められる上、既に夫婦の間には日本人実子が出生しており、婚姻の安定性・継続性が認められる。よって、申請者は、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒「補完的保護」対象者に該当せず	家族生活の権利(日本人の配偶者及び実子)に拠る人道配慮。なお、本件は複数回申請者だが、既に退去強制令書の発付を受けている場合、人道配慮の判断がされないおそれがある。	
2019	不認定 &人道配慮	1	紛争待避機会	申請者は、本国において、戦争が起きていることから、帰国することができないとして難民認定申請を行ったものである。	申請者の申立ては、本国の治安情勢に対する不安を述べているにすぎず、 <u>申請者に係る個別具体的な迫害事情は特段見受けられない</u> ことから、申請者の主張は、 <u>難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しない</u> として「不認定」とされた。	しかし、出身国情報によれば、本国では、数年にわたり内戦が続いているところ、政府軍の支配地域においては、治安が大きく改善した旨の報告がある一方、武装勢力による民間人の殺害等の人権侵害が横行しており、これを防止しようとした政府軍が上記武装勢力と衝突したり、互いの利益をめぐり戦闘を行っているとの報告もあり、いまだその治安情勢が安定したとは言いがたいこと、政府軍の支配地域以外においても、同様の人権侵害が横行していることに加え、反体制派の拠点である一部の地域では、現在も戦闘が継続している旨の報告があることから、 <u>申請者が帰国した場合、戦闘に巻き込まれ、武装勢力による人権侵害の対象とされる可能性を否定できず</u> 、人道上の観点から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒「補完的保護」対象者に該当せず	条約上の理由がないことから難民不認定とされたが、戦闘に巻き込まれる可能性が否定できないことから人道配慮と説明されている。 現在の入管庁の解釈では、迫害を受ける「可能性を否定できない」程度であって、申請者に個別具体的な事情がない場合、迫害を受ける十分な理由があるとは評価されていないため、条約上の理由以外の要件を満たさないものとして「補完的保護対象者」として庇護されない危険がある。	「個別具体的な事情」について、従来のように迫害のおそれの評価でなく、条約上の理由と関連づけて論じられている。

一人道配慮29件のうち25件(約9割)が「補完的保護対象者」に該当しない!!」

年	決定	事例	入管庁による分類	事案の概要	判断のポイント		政府案での評価シュミレーション		備考
					不認定理由	人道上の配慮	結論	理由	
2019	不認定 &人道配慮	2	紛争待避機会	申請者は、本国において、勤務していた会社の同僚と反政府勢力であるAとの間でトラブルがあったところ、Aのメンバーが逮捕されたため、申請者が警察に告発したと疑われ、Aから、逮捕されたメンバーの解放を求めて警察に働きかけなければ危害を加える旨脅迫されたことから、帰国した場合、Aから殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	申請者の申立てによれば、トラブルの当事者である同僚は通常どおり勤務を継続しており、トラブルの現場に居合わせなかった申請者が執拗に追跡されるというのにはわかには信じ難いことから、申請者の申立てには疑義があること、仮に申請者の申立ての一部が事実であるとしても、申請者は、上記事情後も本国で生活しており、その間Aから危害等を加えられたことはないことから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。	しかしながら、出身国情報によれば、本国では、 本国政府と反政府勢力との間で内戦が続き、本国情勢は非常に不安定かつ流動的となっており、国連機関からも、本国への送還を中止するよう勧告がなされている ことから、こうした状況が改善するまでの間、申請者に対して人道上の観点から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒「補完的保護」対象者に該当せず	内戦中で情勢が非常に不安定かつ流動的等から人道配慮と説明されている。現在の入管庁の解釈では、迫害を受ける「可能性を否定できない」程度であって、申請者に個別具体的事情がない場合、迫害を受ける十分な理由があるとは評価されていないため、条約上の理由以外の要件を満たさないものとして「補完的保護対象者」として庇護されない危険がある。	
2019	不認定 &人道配慮	3	その他の本国事情	申請者は、本国において、組織Aのメンバーから個人的に好意を持たれて強姦された上、被害を口外したり、警察や裁判所に訴えたら殺害する旨の脅迫を受けたことから、帰国した場合、上記メンバーに殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	申請者の申立ては、男女間のトラブルを理由として、強姦被害を受けたというものであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。	しかし、出身国情報によれば、本国では、 女性に対する暴力が蔓延しており、強姦事件に関する警察、司法制度がせい弱であると認められ、申請者が強姦被害に関し、本国政府から保護や救済措置を受けることは現実的には困難である ことから、申請者に対して人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒「補完的保護対象者」に該当する	迫害を受ける十分な危険があるが条約上の理由がないことで、難民不認定とされている。	「A国出身の女性」などを条約上の理由として、難民と認定されているべき事案
2019	不認定 &人道配慮	4	本邦事情	申請者は、A教徒であり、本国において、B教徒の女性と交際していたところ、当該女性の関係者であるB教徒から暴行及び脅迫を受けたことから、帰国した場合、B教徒から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	出身国情報によれば、本国政府当局が私人による違法行為を取り締まっていることが認められる。申請者の申立てによれば、申請者の主張する迫害主体は、特定のB教徒であるところ、上記国情に照らせば、本国政府当局が私人による違法行為を放置、助長するような特別な事情があるとは認めないことから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。	しかしながら、申請者は、本邦で日本人と婚姻し、その婚姻経緯や生活状況に関する夫婦の供述内容は概ね一致しており、提出された資料からも、夫婦が同居し、相互扶助をしていることが認められる上、既に夫婦間に日本人実子が出生しており、婚姻の安定性・継続性が認められることから、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒「補完的保護対象者」に該当せず	家族生活の権利(日本人の実子)に拠る保護	
2019	不認定 &人道配慮	5	本邦事情	申請者は、2回目の難民認定申請であるところ、前回の難民認定手続と同様に、本国において、民族Aであるため、民族Bから暴行されたこと、政党間の衝突事件が発生した際、無関係であるにもかかわらず、警察官に連行され暴行を受けたことから、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。なお、申請者は、今回の難民認定申請において、組織Bが民族Aを狙って爆弾事件を起こしており、また、本国政府が組織Cを攻撃し、民族Aを含む多くの人々が殺害されていることから巻き込まれるおそれがあることを申し立てている。	申請者の申立ては、前回の難民認定申請における申立てと同旨であり、難民該当性は認められない。また、申請者は、今回の難民認定申請において、戦闘に巻き込まれたり殺害されるおそれがあると主張するものの、当該事情は、本国の治安情勢に対する不安を述べているにすぎず、申請者に係る個別具体的な迫害事情は特段見受けられないことから、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。	しかしながら、申請者は、本邦で日本人と婚姻し、その婚姻経緯や生活状況に関する夫婦の供述内容は概ね一致しており、提出された資料からも、夫婦が同居し、相互扶助をしていることが認められる上、既に夫婦間に日本人実子が出生しており、婚姻の安定性・継続性が認められることから、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒「補完的保護対象者」に該当せず	家族生活の権利(日本人の配偶者及び実子)に拠る保護の対象になるべきだが、在留制限される2回目の難民申請中で、既に退令が出ている場合には在特申請をする資格がない。	

一人道配慮29件のうち25件(約9割)が「補完的保護対象者」に該当しない!!」

年	決定	事例	入管庁による分類	事案の概要	判断のポイント		政府案での評価シュミレーション		備考
					不認定理由	人道上の配慮	結論	理由	
2018	不認定 &人道配慮	1	紛争待避機会	申請者は、宗教AのB派を信仰しているところ、本国において、政府の関係者の大半は宗教AのC派や宗教Dを信仰しており、宗教AのB派を信仰する者は嫌がらせを受けることから、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	出身国情報によれば、本国において、B派を信仰する者はA教徒の約7割を占めていることが認められる。 申請者の申立てによれば、申請者は、これまでB派を信仰していることを理由に本国政府から危害を加えられたことはない上、自己名義旅券の発給を受けて問題なく本国を出国していること、また、上記国情も踏まえれば、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。	しかし、出身国情報によれば、本国では、 内戦が続いており、内戦の激戦地であった地域が政府軍によって制圧され、激しい戦闘は収まったものの、いまだ戦闘は継続しており、不安定な情勢は変わっており、治安が改善する見通しが立っていないと認められる。また、国連機関Eからも国情が安定するまでは本国への送還を中止するよう勧告がなされている ことから、こうした状況が改善するまでの間、人道上の観点から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒「補完的保護対象者」に該当せず	内戦中で情勢が非常に不安定かつ治安改善の見通しが立たないことから人道配慮と説明されている。 現在の入管庁の解釈では、迫害を受ける「可能性を否定できない」程度であって、申請者に個別具体的な事情がない場合、迫害を受ける十分な理由があるとは評価されていないため、条約上の理由以外の要件を満たさないものとして「補完的保護対象者」として庇護されない危険がある。	
2018	不認定 &人道配慮	2	紛争待避機会	申請者は、宗教AのB派を信仰しているところ、本国において、宗教AのC派の武装組織であるDが勢力を広げており、地元の町がDの攻撃を受けた際、経営していた店を襲撃されたことから、帰国した場合、Dに殺害されたり、内戦に巻き込まれて命を落とすおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	申請者の申立てによれば、申請者が経営していた店がDから襲撃を受けたというものの、申請者の店が個別に標的とされたわけではない上、他に申請者がDから特別に標的とされるような事情があるとも認められないことから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。	しかし、出身国情報によれば、本国では、本国政府と反政府勢力との間で内戦が続き、全土で治安及び人道状況は著しく悪化していることが認められることに加え、申請者は、E国等で一定期間居住していたものの、安定的な在留上の地位を得ていたわけではなく、申請者が現在もE国等から庇護を受けられる状況にあるとは言い難いことから、帰国した場合、 内戦に巻き込まれる可能性を否定できず 、こうした状況が改善するまでの間、人道上の観点から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒「補完的保護対象者」に該当せず	内戦に巻き込まれる可能性を否定できないことから人道配慮と説明されている。 現在の入管庁の解釈では、迫害を受ける「可能性を否定できない」程度であって、申請者に個別具体的な事情がない場合、迫害を受ける十分な理由があるとは評価されていないため、条約上の理由以外の要件を満たさないものとして「補完的保護対象者」として庇護されない危険がある。	
2018	不認定 &人道配慮	3	その他の本国事情	申請者は、本国において、テロが多発していること、本国政府による過激派組織Aの掃討作戦が行われていることから、帰国した場合、テロやA掃討作戦に巻き込まれるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	申請者の申立ては、本国の治安情勢に対する不安を述べているにすぎず、申請者に係る個別具体的な迫害事情は特段見受けられないことから、申請者の主張は、条約難民の要件であるいづれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。	しかし、出身国情報によれば、申請者の出身地であるBでは、依然としてAによるテロ事件が多発しており、危険な地域であると認められる上、Bなどの紛争地域から逃亡した者は、他の地域への受け入れを制限されている状況が認められることから、 B出身である申請者が帰国した場合、Aによるテロに巻き込まれる可能性が否定できず 、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒「補完的保護対象者」に該当せず	条約上の理由がないことから難民不認定とされたが、テロに巻き込まれる可能性が否定できないことから人道配慮と説明されている。 現在の入管庁の解釈では、迫害を受ける「可能性を否定できない」程度であって、申請者に個別具体的な事情がない場合、迫害を受ける十分な理由があるとは評価されていないため、条約上の理由以外の要件を満たさないものとして「補完的保護対象者」として庇護されない危険がある。	B出身者として、難民に認定されているべき事案。「個別具体的な事情」について、従来のように迫害のおそれの評価でなく、条約上の理由と関連づけて論じられている。
2018	不認定 &人道配慮	4	その他の本国事情	申請者は、本国において、NGOが所有するA財団のメンバーとして読み書きのできない女性に対する教育活動を行っていたところ、それが反政府武装組織に知られ、脅迫を受けたことなどから、帰国した場合、反政府武装組織から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	申請者の申立ては、本国で居住していた特定地域において、反政府武装組織の脅威があるというものであり、上記地域以外の地域への避難可能性が認められることなどから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。	出身国情報によれば、本国では、女性は法律、経済の両面で差別に直面しており、特に離婚女性は家族から排斥されるため、法的保護を含む支援を受けられないことが多いとされている。他方で、依然として、反政府武装組織による女子教育への侵害が行われており、教育機関等を狙ったテロ事件が発生していることが認められる。 申請者は、同国夫人との間に3人の子をもうけたが、同夫とは離婚状態にあり、申請者が自活しながら3人の就学児童を監護養育する必要があるところ、上記の国情に照らせば、子とともに帰国した場合、申請者に本国での教職経験があるとしても、再び教師として安定した雇用機会が得られるとは限らず、 申請者が必要な支援を受けて3人の子を十分に養育できるだけの生活環境を整えることができるとは言い難い ことから、こうした状況が改善されるまでの間、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒「補完的保護対象者」に該当せず	国内の他地域への国内避難は可能として不認定とされたが、避難先で支援を受けて生活環境を整えることが困難として人道配慮と説明されている。 現在の入管庁の解釈では、条約上の理由以外の要件を満たさないものとして「補完的保護対象者」として庇護されない危険がある。	国内避難が合理的ではないとの評価で、難民に認定されているべき事案。

一人道配慮29件のうち25件(約9割)が「補完的保護対象者」に該当しない!!」

年	決定	事例	入管庁による分類	事案の概要	判断のポイント		政府案での評価シュミレーション		備考
					不認定理由	人道上の配慮	結論	理由	
2018	不認定 &人道配慮	5	その他の本国事情	申請者は、母が難民であるから、自身も難民であるとして難民認定申請を行ったものである。	母が条約難民に該当するとは認められないことから、申請者についても、条約難民に該当するとは認められないとして「不認定」とされた。	出身国情報によれば、本国では、女子教育へのアクセスが制限・欠如していることに加え、反政府武装組織による女子教育への侵害が行われており、教育機関等を狙ったテロ事件が発生していることが認められる。 他方、子女である申請者は幼少期に来日してから約10年余り本邦に在留し、本邦の教育機関において義務教育を修了した者であるから、その人格は本邦の社会環境や教育環境によって形成されてきたというべきであり、 本邦への定着性 が認められる。 これらの事情を総合的に勘案すれば、申請者が 帰国した場合に被る不利益は深刻かつ重大である というべきであり、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒「補完的保護対象者」に該当せず	子どもの最善の利益、私生活の権利に拠る保護	
2018	不認定 &人道配慮	6	本邦事情	申請者は、前回の難民認定手続と同様に、本国において、父の遺産を狙う者から殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	申請者の申立ては、前回の難民認定申請における申立てと同旨であることから、難民該当性が認められないとして「不認定」とされた。	しかしながら、申請者は、日本人と婚姻しており、その婚姻経緯や生活状況に関する夫婦の供述内容は概ね一致し、提出された資料からも、夫婦が同居し、相互扶助をしていることが認められる上、既に夫婦間に日本人実子が出生しており、 婚姻の安定性・継続性 が認められることから、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒「補完的保護対象者」に該当せず	家族生活の権利(日本人の配偶者及び実子)に拠る人道配慮。なお、本件は複数回申請者だが、既に退去強制令書の発付を受けている場合、人道配慮の判断がされないおそれがある。	
2018	不認定 &人道配慮	7	本邦事情	申請者は、前回の難民認定手続と同様に、本国において、政党Aのメンバーとして活動していたところ、本国の大統領選挙の際、政党Bが派遣した軍隊や警察に催涙ガスなどを撒かれたことから、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	申請者の申立ては、前回の難民認定申請における申立てと同旨であることから、難民該当性が認められないとして「不認定」とされた。	しかしながら、申請者は、日本人と婚姻しており、その婚姻経緯や生活状況に関する夫婦の供述内容は概ね一致し、提出された資料からも、夫婦が同居し、相互扶助をしていることが認められる上、既に夫婦間に日本人実子が出生しており、 婚姻の安定性・継続性 が認められることから、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒「補完的保護対象者」に該当せず	家族生活の権利(日本人の配偶者及び実子)に拠る人道配慮。なお、本件は複数回申請者だが、既に退去強制令書の発付を受けている場合、人道配慮の判断がされないおそれがある。	
2017	不認定 &人道配慮	1	紛争待避機会	申請者は、本国の民兵検問所において、外国人の民兵と思われる者らから、身柄を拘束されて、連れ去られた上、暴行を受けたことから、帰国した場合、同様の被害に遭うおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	申請者の申立てによれば、民兵と思われる者らの目的は、金銭の収奪にあったと考えられることから、申請者の主張は、 条約難民の要件であるいずれの迫害の理由にも該当しない として「不認定」とされた。	しかしながら、出身国情報によれば、本国では、内戦の激戦地が政府軍により制圧されて激しい戦闘は収まったものの、いまだ本国政府と反政府勢力との間の戦闘は継続しており、治安が改善する見通しが立っていないことから、 帰国した場合、政府軍と反政府勢力による戦闘に巻き込まれる可能性が否定できず 、こうした争いが収束するまで、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒「補完的保護対象者」に該当せず	条約上の理由がないことから難民不認定とされたが、戦闘に巻き込まれる可能性が否定できないことから人道配慮と説明されている。 現在の入管の解釈では、迫害を受ける「可能性を否定できない」程度であって、申請者に個別具体的事情がない場合、迫害を受ける十分な理由があるとは評価されていないため、条約上の理由以外の要件を満たさないものとして「補完的保護対象者」として庇護されない危険がある。	
2017	不認定 &人道配慮	2	その他の本国事情	申請者は、本国において、軍人らに強姦され、当該軍人の子を妊娠し、出産したこと、本国は治安が悪く安全ではないことから、帰国した場合、再び軍人から強姦されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	申請者の申立てによれば、当該強姦事件は偶発的に生じたものと認められることから、申請者の主張は、 条約難民の要件であるいずれの迫害の理由にも該当しない として「不認定」とされた。	しかしながら、出身国情報によれば、本国では、 家長主義の下、女性に対する差別や暴力が一般的であると認められ、申請者のような男性家族などのサポートを受けることができない女性の国内での移住が現実的ではない上、軍人により強姦され、当該軍人の子を出産したという特有の事情の結果として、移住先において、さらなる人権侵害のおそれを高める要因にさらされる可能性も否定できない ことから、こうした状況が改善するまで、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒「補完的保護対象者」に該当する	迫害を受ける十分な危険があるが条約上の理由がないことで、難民不認定とされている。	男性家族のサポートがない女性として、難民と認定されているべき事案
2017	不認定 &人道配慮	3	その他の本国事情	申請者は、少数民族Aであることなどから、帰国した場合、本国政府当局に逮捕されるなどの迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	出身国情報によれば、少数民族であることのみをもって、条約難民の要件である 迫害を受けるおそれがあるとは認められない として「不認定」とされた。	しかしながら、出身国情報によれば、申請者が来日するまで生活していた本国のB州においては、政府軍が反政府勢力への攻勢を強め、数千人の避難民が発生し、不安定な状況にあることなどが認められ、 帰国した場合、B州で生活することとなり、同州で、政府軍と反政府勢力の戦闘に巻き込まれ、命の危険に関わる状況に陥る可能性を否定できない ことなどから、こうした状況が改善されるまで、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒「補完的保護対象者」に該当せず	戦闘に巻き込まれる可能性が否定できないことから人道配慮と説明されている。 現在の入管の解釈では、迫害を受ける「可能性を否定できない」程度であって、申請者に個別具体的事情がない場合、迫害を受ける十分な理由があるとは評価されていないため、条約上の理由以外の要件を満たさないものとして「補完的保護対象者」として庇護されない危険がある。	

—人道配慮29件のうち25件(約9割)が「補完的保護対象者」に該当しない!!—

年	決定	事例	入管庁による分類	事案の概要	判断のポイント		政府案での評価シュミレーション		備考
					不認定理由	人道上の配慮	結論	理由	
2017	不認定 &人道配慮	4	その他の本国事情	申請者は、本国において、居住していた地域の首長から、第三夫人として婚姻してもらいたい旨を言われ、これを断ったことから、帰国した場合、首長に殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	申請者が主張する迫害主体は、居住地の首長であるところ、出身国情報によれば、本国では、憲法によって、女性の権利が保護され、本国政府による女性の権利向上や治安維持の取組が行われており、本国政府が首長関係者による違法行為を放置、助長するような特別な事情があるとは認められないことなどから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。	しかしながら、出身国情報によれば、本国では、一夫多妻制の婚姻が相当数行われていることが認められ、また、申請者には頼りとなる親族がいないなどの事情から、 帰国した場合、首長による支配を回避するための効果的な措置を受けるのは相当困難である と考えられ、首長から精神的抑圧を長期にわたり受ける可能性があることから、こうした状況が改善されるまで、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒「補完的保護対象者」に該当せず	国家保護がないと認められないとして不認定とされたが、効果的な保護を受けるのは相当困難として人道配慮と説明されている。現在の入管の解釈では、条約上の理由以外の要件を満たさないものとして「補完的保護対象者」として庇護されない危険がある。	親族のサポートがない女性として、難民と認定されているべき事案
2017	不認定 &人道配慮	5	その他の本国事情	申請者は、少数民族Aであり、本国において、政府と対立関係にある民族Aの軍事組織であるBの軍事訓練を受けたこと、来日後、民族Aの支援組織Cで反政府活動を行っていること、また、Bから本国の家族に対して申請者に対する召集状が届いたことから、帰国した場合、本国政府に身柄を拘束されるおそれがあるほか、Bから徴募されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	申請者の申立てによれば、Bの軍事訓練に参加したことについて本国政府関係者から何ら言及されたことはないこと、来日後のCでの活動は、一般会員としての範囲にとどまること、Bから強制的又は執拗に召集を受けた状況もうかがえないことなどから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。	しかしながら、出身国情報によれば、本国では、政府軍とBとの間の戦闘が終結しておらず、Bによる民族Aに対する召集や軍事訓練が引き続き行われているところ、 申請者の本国の生活基盤が戦場地域にあり、家族がBと密接な関係にあることなどから、帰国した場合、政府軍とBとの衝突に巻き込まれる可能性は否定できず 、こうした状況が改善されるまで、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒「補完的保護対象者」に該当せず	戦闘に巻き込まれる可能性が否定できないことから人道配慮と説明されている。現在の入管の解釈では、迫害を受ける「可能性を否定できない」程度であって、申請者に個別具体的事情がない場合、迫害を受ける十分な理由があるとは評価されていないため、条約上の理由以外の要件を満たさないものとして「補完的保護対象者」として庇護されない危険がある。	迫害を受けるおそれは認められないが、戦闘に巻き込まれる可能性が否定できないとしている。
2017	不認定 &人道配慮	6	本邦事情	申請者は、本国において、友人の誕生日パーティーの際に、参加者同士がけんかとなり、友人が刃物で刺されたところ、被害者の友人の家族から犯人を尋ねられて答えたため、後日、犯人から殺害脅迫を受けたことから、帰国した場合、犯人に殺されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。	申請者の主張は、傷害事件の目撃を理由として、犯人に殺されるかもしれないというものであるから、条約難民の要件であるいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。	しかしながら、申請者は、日本人と婚姻しており、婚姻経緯や生活状況に関する夫婦の供述内容は概ね一致し、提出された資料からも、夫婦が同居し、相互扶助をしていることが認められる上、既に夫婦間に日本人実子が出生しており、婚姻の安定性・継続性も認められることから、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。	⇒「補完的保護対象者」に該当せず	家族生活の権利(日本人の配偶者及び実子)に拠る人道配慮。なお、本件は複数回申請者だが、既に退去強制令書の発付を受けている場合、人道配慮の判断がされないおそれがある。	

参照：[法務省入国管理局「人道配慮により在留許可を行った事例及びその判断のポイント」\(報道発表資料「平成29年における難民認定者数等について」添付資料2「難民として認定した事例等について」\)](#)(平成30年3月23日)
[法務省入国管理局「人道配慮により在留許可を行った事例及びその判断のポイント」\(報道発表資料「平成30年における難民認定者数等について」添付資料「難民として認定した事例等について」\)](#)(平成31年3月27日)
[法務省入国管理局「人道配慮により在留許可を行った事例及びその判断のポイント」\(報道発表資料「令和元年における難民認定者数等について」添付資料「難民として認定した事例等について」\)](#)(令和2年3月27日)
[出入国在留管理庁「人道配慮により在留許可を行った事例及びその判断のポイント」\(報道発表資料「令和2元年における難民認定者数等について」添付資料「難民として認定した事例等について」\)](#)(令和3年3月31日)
[出入国在留管理庁「人道配慮により在留許可を行った事例及びその判断のポイント」\(報道発表資料「令和3年における難民認定者数等について」添付資料「難民として認定した事例等について」\)](#)(令和4年5月13日)